

フリーター等正規雇用化プラン (平成21年度)

⇒ 約28.3万人^(※1)の正規雇用^(※2)を実現 [速報値^{3月末現在}]
(うちハローワーク紹介によるもの 約25.6万人(90%))

○ハローワークにおけるフリーター等常用就職支援事業等

全国のハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する個別相談・指導助言、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援など、必要に応じて担当者制により、正規雇用化のための一貫した支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口

○ジョブカフェにおける支援

都道府県が主体となって、若年者に対する就職関連サービスをワンストップで提供するセンター(通称・ジョブカフェ)において、地域の実情に応じ、適性判断、カウンセリング、セミナー、職業紹介等を実施。〔平成21年4月1日現在 46都道府県87カ所〕(40都道府県でハローワークを併設)

○トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

ハローワークの紹介により、企業における3カ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人4万円、最大3ヶ月)の活用や、年長フリーター等(25~39歳)を正規雇用する事業主等に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給(中小企業1人100万円、大企業1人50万円)により、正規雇用化を促進。

○ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練等を提供。

※1 各種事業の実績について重複調整を行った数値
※2 各種支援の実績は期間の定めのない雇用に限る

高年齢者雇用対策施策体系

主な取組の例

① 60歳台の雇用確保



- 65歳までの段階的な定年引上げ、継続雇用制度等の高年齢者雇用確保措置の義務化

(改正高年齢者雇用安定法を平成18年4月に施行)

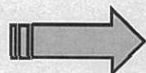
※ 定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は老齢基礎年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度までに段階的に実施(現在64歳)

- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合44.6%

- 「70歳まで働ける企業」の普及及び促進
(定年引上げ等奨励金の拡充等)

- 「70歳まで働ける企業の割合」16.3%
(何らかの仕組みにより70歳以上まで働ける企業の割合)

② 高年齢者等の再就職促進



- 募集・採用における年齢制限の禁止を義務化

(改正雇用対策法を平成19年10月に施行)

- 高年齢者等の早期再就職の実現

(試行雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金の拡充等)

③ 多様な就業・社会参加の促進



- シルバー人材センター事業による臨時的・短期的な就業機会の確保の促進